

1 決算報告

平成20年度の決算がまとまりました。収支の状況を見ながら現在の財政状況を把握してみましょう。

決算の概要

平成20年度の普通会計の決算額は、歳入が142億904万円に対し、歳出が137億4,631万円、平成21年度へ繰り越した事業の財源を差し引いた4億2,308万円が実質的な赤字となりました。

引き続き厳しい財政運営は続いているものの、地方交付税の伸びや内部管理経費の削減などにより、市の貯金である財政調整基金からの繰入れを行うことなく財源調整を図ることができています。

歳入

歳入全体では、前年度と比べて1億3,507万円(1.0%)の増加となっています。

市税は、1億7,650万円(3.8%)の増収となっており、中

歳入

区分	決算額(万円)	構成比(%)
市税	480,058	33.8
分担金及び負担金	16,656	1.2
使用料及び手数料	34,526	2.4
繰入金	10,262	0.7
繰越金	42,591	3.0
財産収入・寄附金・諸収入	24,746	1.7
計	608,839	42.8
地方譲与税・各種交付金	69,150	4.9
地方交付税	470,835	33.1
国庫支出金	81,732	5.8
県支出金	77,863	5.5
市債	112,485	7.9
計	812,065	57.2
計	1,420,904	100.0

歳出

歳出全体では、前年度と比べて9,825万円(0.7%)の増加となっています。福祉のための経

費である民生費が全体の27.5%と最も多くを占めています。次いで、財政調整基金・減債基金の積み立て、地域振興や庁舎管理などに使われる総務費が15.6%、市債の返済経費である公債費が14.5%、ごみ処理や健康づくり対策などの衛生費が10.2%などとなっています。

財政指標

代表的な財政指標で見ると、財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は86.1%と6.7ポイント改善したものの、引き続き高い水準であることから財政が

歳出

区分	決算額(万円)	構成比(%)	市民1人当たり支出額(円)※
議会費	19,636	1.4	4,959
総務費	214,359	15.6	54,132
民生費	378,405	27.5	95,559
衛生費	139,600	10.2	35,254
労働費	1,900	0.1	480
農林水産業費	122,459	8.9	30,925
商工費	19,241	1.4	4,859
土木費	91,653	6.7	23,145
消防費	60,634	4.4	15,312
教育費	127,249	9.3	32,134
災害復旧費	0	0.0	0
公債費	199,495	14.5	50,379
計	1,374,631	100.0	347,138

※H 21. 4. 1 現在人口 39,599人

会計別決算

単位：万円

区分	歳入額	差引
	歳出額	
一般会計	1,419,067	46,255
	1,372,812	
国民健康保険	386,679	5,827
	380,852	
養掛診療所	3,347	22
	3,325	
美和診療所	1,764	22
	1,742	
介護保険	316,668	9,711
	306,957	
老人保健	45,721	△1,872
	47,593	
後期高齢者医療	38,019	22
	37,997	
住宅新築資金等貸付事業	2,107	18
	2,089	
農業集落排水事業	95,084	1,973
	93,111	
漁業集落排水事業	3,773	60
	3,713	
下水道事業	390,844	7,853
	382,991	
土地開発事業	4,861	3,735
	1,126	
公共用地先行取得事業	5,227	0
	5,227	
計	1,294,094	27,371
	1,266,723	
事業会計	127,573	3,472
病院事業会計	124,101	
水道事業会計	91,879	10,170
	81,709	
計	219,452	13,642
	205,810	

※事業会計は、収益的収入・支出を計上

財政健全化判断比率等

単位：%

指標	市の比率	早期(経営)健全化比率	財政再生比率	
健全化判断比率	実質赤字比率	—	13.34	20.00
	連結実質赤字比率	—	18.34	40.00
	実質公債費比率	18.1	25.00	35.0
	将来負担比率	111.8	350.0	
資金不足比率(公営企業ごと)	—	—	20.0	

※「—」の表示は該当なし

硬直化している状況となっています。また、財政健全化法に基づくいずれの指標も財政健全化計画を策定し、財政の早期健全化が義務付けられる早期健全化基準を下回っています。実質公債費比率は、引き続き18%を超え、市債発行について許可が必要であり、公債費負担適正化計画などを策定し、実質公債費負担の適正な管理を計画的に実施することになります。